

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(平成 29 年 6 月 27 日改正)

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人友愛福祉財団（以下「本財団」という。）定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤とは、役員等のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当・宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。前号に規定する報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤の役員等には、職務遂行の対価として、評議員会、理事会及び理事長が必要と認めた会議等への出席に対する謝金として、別表 1 の報酬を支給することができる。
- 3 監事に監事監査の日数に応じその対価として、別表 2 の監事監査報酬日額を支給することができる。
- 4 常勤理事の退職にあたっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。

(報酬等の支払方法)

第 4 条 前条第 3 項の監事監査報酬は、監査日数に応じた額を日単位で法令に基づき、その報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接本人に支払う。ただし、本人からの申出があった場合には、指定する金融機関の預金口座に振り込むことができる。

(新たに常勤理事になった者及び常勤理事でなくなった者の報酬)

第 5 条 新たに常勤理事になった者に対しては、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退職したとき、若しくは解任されたとき又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。
- 3 前 2 項の規定により報酬を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その報酬期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(退職金)

第6条 退職金は、常勤理事が退職し、又は死亡した日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間を次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

ただし、定款第27条第1項第1号により理事を解任された場合は、前項の規定にかかわらず退職金を支給しない。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の120
- (3) 勤続10年を超え15年までの期間については、勤続1年につき100分の135
- (4) 勤続15年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の150

(退職金の勤続年数の計算)

第7条 退職金の算定基礎となる勤続期間は、常勤理事として在職した期間とし、任期満了後、引き続き再任された場合は、引き続き在職したものとみなす。

2 前条の在職年数の計算は、常勤理事となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数を12で除して得た年数とする。ただし、勤続年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

3 常勤理事就任時において、使用人としての期間の退職金を受けなかった者に対しては、次の方法により算出した額とする。

退職時における使用人分の給与基準として、職員退職手当支給基準に基づいて計算された額に常勤理事報酬月額分（退職時の常勤役員報酬月額から使用人分の給与を控除した額）を基準に、前項の計算方法により算出し常勤役員退職金を加算した額をもって支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数処理については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)」の規定に準ずる。

(費用)

第9条 本財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

3 本財団の非常勤の役員等が評議員会、理事会及び本財団が主催する会議に出席した場合は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に準じて支給する。

(公表)

第10条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成29年6月27日から施行する。

(別表 1)

評議員会、理事会及び理事長が必要と認めた 会議等出席謝金 (税金含まず)	12,300円
---	---------

(別表 2)

監事監査報酬日額 (税金含まず)	12,300円
------------------	---------